# ご応募の際によくある質問と回答

文化財保存修復事業助成

## ● 助成対象について

| | 質　問 | 回　答 |
|---|---|---|
| 1. | 私の所有している文化財が助成の対象となるか知りたいのですが？ | 文化財保護法第二条第１項に規定される有形文化財のうち建造物を除く文化財（美術工芸品）が助成の対象となります。また、日本国内に所在する、屋内展示可能なものに限ります。なお、国宝、国指定の重要文化財は対象外となります。 詳しくは応募要領の助成概要の「助成対象」をご覧下さい。<br>国内所在、屋内展示可能、国宝・重文を除くという点以外は、広くとらえていますので、対象になるか迷われる際は、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。 |
| 2. | 都道府県、市町村等から文化財の指定を受けていませんが、応募できますか？ | 都道府県、市町村等から文化財の指定を受けている、いないに拘わらず、応募は可能です。 |
| 3. | 神輿や山車、太鼓など祭礼等で使用するものの保存修復も助成の対象となりますか？ | 使用を前提としており、損傷する可能性が高い「消耗品」と見做されるので、助成の対象にはなりません。 |
| 4. | 文化財の保存修復に関連した目録作り（データベース構築）、レプリカの作成は助成の対象となりますか？ | いずれも原則対象外です。 |

## ● 応募者の資格について

| | 質　問 | 回　答 |
|---|---|---|
| 5. | 文化財を保有しています。応募したいのですが、応募の資格について教えて下さい。 | 文化財の修復後の国内での公開を前提として頂ければ、所有者の方はどなたでも応募可能です。詳しくは、応募要領の「助成の概要」の「応募資格」をご覧下さい。<br>なお、法人・団体での申し込みの場合は、代表者名で申請して下さい。例えば、宗教法人や私立博物館等でご申請いただく場合は、法人代表役員名で、公立博物館の場合は、館長名または、都道府県、市町村長名でご申請下さい。 |
| 6. | 市町村や地区の自治会等の所有する文化財の場合は誰が応募者となりますか？ | 市町村の長や自治会の会長等、代表者の方のお名前で申請して下さい。ご不明な点があれば財団事務局にお問い合わせ下さい。 |
| 7. | 公開を予定していない文化財を所蔵しています。保存修復費用のために助成に応募することはできますか？ | 助成の対象外となります。<br>「私的鑑賞を目的に文化財を所有または管理する法人及び個人」に該当する場合には応募することはできません。助成する対象物の公開を前提としています。 |

## ● 応募金額について

| | 質　問 | 回　答 |
|---|---|---|
| 8. | 応募金額に上限はありますか？ | 応募金額は、原則、見積書の金額か、500 万円の何れか小さい金額を上限とします。<br>※文化財の修復に関わる運搬費用については、見積書に含まれない場合はお認めするケースがございます。個別にご相談下さい。 |
| 9. | 県や市町村の補助金と合わせて使用することはできますか？ | 可能です。補助金との併用は構いません。応募金額は、補助金でカバーされない所有者様ご負担となる金額のうち、財団からの助成が必要な金額として下さい。 |
| 10. | 複数年事業の場合、応募金額はどうすればいいですか？ | 事情によっては複数年使用を認めます。その場合、複数年度分の助成申込を一括査定しますので、その保存修復に係る費用の必要総額をご記入下さい。なお、助成金は各年に分けて使用して頂きます。 |

## ● その他の応募内容について

| | 質　問 | 回　答 |
|---|---|---|
| 11. | 複数の文化財について、同時に複数案件の申請ができますか？ | 複数案件を一つに纏めての応募、また、複数の応募はできません。文化財の重要度、 保存修復の緊急度等を勘案頂き、優先順位の高い案件から申請して下さい。<br>なお、保存修復する文化財が複数の場合でも、関連性があり、同じ保存修復案件（一体）とみられるものは、申請可能です。 |
| 12. | 保存修復作業を「助成決定年の翌年 4 月～その次の年の 9 月」で実施することは可能ですか？ | 助成期間は、原則として助成が決定された年の 10 月～翌年 9 月（1 年間）となりますが、開始月を翌年 4 月とすることは可能です。 |
| 13. | 保存修復事業完了後の公開は必要ですか？<br>また、公開に際して、助成を受けて実施したことの公表は必要ですか？ | 公開は必須です。<br>保存修復された文化財は文化財保護法の趣旨に則り、公開等の文化的活用を前提としています。なお、公開に際しては「三菱財団の助成を受けて保存修復事業を実施した」との趣旨の掲示をお願いします。 |
| 14. | 修復業者は連絡責任者になれますか？ | 修復業者の方は連絡責任者にはなれません。 |

## ● 応募手続きについて

| | 質　問 | 回　答 |
|---|---|---|
| 15. | （助成申込内容の記入方法）<br>助成申込内容の記入欄が狭くて書ききれない場合、枠を拡げて書いても良いですか？ | 助成申込内容のフォームを大幅に崩すことがなければ、各欄の縦幅は多少調整していただいて結構です。（記入のない欄の削除や、追加等はしないで下さい。） |
| 16. | （助成申込内容の記入方法）<br>助成申込内容の画像のページにはどのような画像を貼ればいいのでしょうか？また、このページの中に収まらなくてはいけませんか？ | 修復対象物の画像については、立体であれば正面、側面、背面等全体が分かるような画像及び保存修復の必要ある箇所の拡大画像を、平面の物であれば全体及び部分（保存修復の必要ある箇所）の拡大画像を貼って下さい。1ページ内に収まらない場合、数ページにわたっても構いません。（カラー画像として下さい。）<br>【重要】また、助成申込内容に貼りつけた「修復対象物の画像」は専用のアップロード画面より、必ずアップロードして下さい。ファイル形式は、Jpeg/Jpg 形式でお願いします。 |
| 17. | （助成申込内容の記入方法）<br>応募書類を作成していますが、「保存・修復の社会的意義」の欄には、どのようなことを記載すればよいのでしょうか。 | 過去の応募においては、修復対象物の文化的な価値について、「地方創生」、「国際交流」進展、「学術振興」、文化財保存修復に係る「技術の維持・伝承や人材の育成」等への貢献といったことを切り口に、その歴史に絡めて保存・修復することの意義（社会的意義）を記載されているケースが多いと思います。 |
| 18. | （助成申込内容の記入方法）<br>文化財指定を受けていますが、都道府県の補助金などを併用しない場合でも応募可能ですか？ | もちろん応募可能です。併用無しでのご申請案件の採択実績もございます。併用しない（できない）場合は、助成申込内容の9．資金計画の「文化財指定を受けているが、補助金を併用しない場合の理由」欄にご事情・理由（予算が取れない等）を記載して下さい。<br>財団事務局としましては、できるだけ多くの方に助成させて頂きたいと考えており、（特に修復の金額が大きい場合は）併用する形でご検討頂けると幸いですが、併用を条件としておりませんので、難しい場合は、ご事情などを記載頂き、応募して下さい。（奮ってご応募下さい。） |
| 19. | （提出書類_アップロード関連の質問）<br>修復対象物の画像データのアップロードについて教えて下さい。 | 修復対象物の画像のアップロードは、助成申込内容に貼り付けた写真をすべてアップロードして下さい。画像は鮮明なものでお願いします。ファイル形式は、Jpeg/Jpg 形式でお願いします。 |

| | | |
|---|---|---|
| 20. | （提出書類_アップロード関連の質問）<br>保存修復費用の見積もりは必須ですか？ | お見積書は必須です。必ず文化財保存修復業者様のお見積書をご提出して下さい（システムよりアップロードして下さい）。文化財としての価値を失わないような保存修復が必要ですので、文化財の保存修復実績のある信頼できる修復業者に見積もりをお願いして下さい。やむを得ない事情で応募の時点でお見積書が用意できない場合は、財団事務局までご相談下さい。 |
| 21. | （提出書類_アップロード関連の質問）<br>修復業者は推薦人になれますか？ | 修復業者の方は推薦人にはなれません。その美術工芸品の保存修復にあたって修理指導のできる専門家の方を推薦人として下さい。推薦者の方は、過去の応募ですと、博物館の方（館長や副館長様）、学芸員・研究員の方、大学などの先生方、各都道府県の教育長や文化財のご担当責任者の方が多いようです。ご推薦できる専門の方であれば、どなたでも結構です。 |
| 22. | （提出書類_アップロード関連の質問）<br>法人・団体の組織概要に関して<br>【法人・団体でのお申込みの場合】 | パンフレット等法人・団体の概要の分かる資料は、提出が必須になります。パンフレットに限らず、法人・団体の概要が分かる資料であれば、形式は問いません。<br>その他法人・団体の活動状況が分かる資料については、可能な限りご提出下さい。また、定款、役員名簿、資産負債の状況（直近の決算資料）等の資料は、作成している場合は、ご提出下さい。 |
| 23. | マイページ登録をしたが、返信メールが来ません。 | 登録されたメールアドレスをご確認下さい。<br>所属先等で受取メールにブロックをかけている場合もあります。<br>ヨシダ印刷サポート担当（TEL： 03-3626-1307、<br>E-Mail : mitsubishi-zaidan@yoshida-p.co.jp ）までご照会下さい。 |
| 24. | マイページのログインができません。 | メール受信した ID とパスワードをご確認の上、再度打ち直してみて下さい。 |
| 25. | 「基本情報 WEB 入力完了」後に、助成申込書に修正したい箇所を見つけたのですが、WEB システムでの修正ができません。どうすれば良いでしょうか? | 財団事務局まで、ご連絡下さい。 |
| 26. | 申込受付期間を過ぎてから不備書類のお知らせメールを受け取りましたが、どうすれば良いでしょうか？ | 財団事務局からの指示に従って、ご対応下さい。 |
| 27. | 大学の附属博物館（美術館）ですが、大学の資産・負債等の詳細はいりますか？<br>県立（市町村立）博物館（美術館）ですが、県や市町村の資産・負債等の詳細はいりますか？ | 資産や負債の状況が、大学や県・市町村等のホームページ等で公開されている場合は不要ですが、こちらからお伺いする場合があります。なお、大学や県・市町村の中での博物館（美術館）の組織上の位置づけが分かる資料をつけて下さい。 |